

平成23年度予算第一・第二特別委員会 文書質問の実施方法について

文書質問の実施方法等については、市会運営委員会正副委員長で協議のうえ、横浜市会会議規則第87条及び市会運営委員会申し合わせ・確認事項の規定を準用し、次の方法により実施することとされた。

【実施方法】

1. 質問主意書の提出

今回の文書質問は、委員会での採決日（3月18日）の前日（3月17日）を回答期限とすることから、質問項目は、親項目で3項目以内とし、会派で取りまとめのうえ提出すること。（団長名で提出）

2. 質問主意書の提出期限

平成23年3月16日（水）午後5時まで

3. 質問主意書の提出先

予算第一・予算第二特別委員会委員長

4. 回答期限

平成23年3月17日（木）午後5時まで

5. 質問主意書及び回答文の取扱

予算特別委員会記録に掲載